

稚内市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、稚内市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、稚内市中央3丁目13番15号稚内市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 形成計画の作成及び形成計画の変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成し、稚内市長が委嘱する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 支局長が指名する国土交通省職員
- (2) 国土交通省北海道開発局稚内開発建設部 道路課長
- (3) 国土交通省東京航空局稚内空港事務所 総務課長
- (4) 北海道宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課長
- (5) 北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室地域調整課長
- (6) 北海道警察稚内警察署 交通課長
- (7) 一般乗合旅客自動車運送業者（バス）
- (8) 一般乗用旅客自動車運送業者（ハイヤー・タクシー）
- (9) 一般旅客定期航路事業者（フェリー）
- (10) 旅客鉄道事業者
- (11) 事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
- (12) 市民又は利用者の代表
- (13) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(14) 稚内市長が指名する稚内市職員

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査 2人

3 会長、副会長及び監査は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(3) 委員は再任できる。

(会長)

第8条 会長は、稚内市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の監査を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査)

第10条 監査は、協議会の会計監査を行う。

2 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、生活福祉部課内に置く。

3 事務局には事務局長を置き、稚内市生活福祉部長をもって充てる。

4 事務局員には、生活福祉部生活衛生課市民生活グループ職員をもって充てる。

5 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員による全会一致を原則とする。ただし、本原則により難い場合は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。

- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、組織改正に伴う名称変更等の軽微な変更については、会長が専決することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成20年2月26日から施行する。
- 2 設置時の委員の任期は、第7条第1項第2号の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年3月25日)

この規約は、平成21年3月25日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 25 日）

この規約は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 1 日）

この規約は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 22 日）

この規約は、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 20 日）

この規約は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 31 日）

この規約は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。